

廃室発第 1 1 8 号
令和 2 年 3 月 9 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号
申請者名 日本原子力発電株式会社
代表者氏名 取締役社長 村 松 衛

敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき，令和元年 10 月 31 日付け廃室発第 78 号をもって申請いたしました敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書を，下記の通り一部補正いたします。

記

敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書に以下の事項を反映するため，本申請書の一部を，別添の敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年 10 月 31 日/廃室発第 78 号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり変更する（ただし，赤色及び下線は含まない。）。

- （1）廃止措置期間中に導入する設備の説明の充実化
- （2）記載の適正化

以 上

別 添

敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書
(令和元年 10 月 31 日/廃室発第 78 号) の補正前後比較表

令和 2 年 3 月 9 日

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 |
|---|-------|---|---|-------------------------|
| 一 | 申請書本文 | <p>四 変更に係る事項</p> <p>平成29年4月19日付け原規規発第17041910号をもって認可を受け、別紙1のとおり変更を届け出た敦賀発電所1号炉廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を別紙2のとおり変更する(ただし、下線は含まない。)</p> <p>本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>本文八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書</p> | <p>四 変更に係る事項</p> <p>平成29年4月19日付け原規規発第17041910号をもって認可を受け、別紙1のとおり変更を届け出た敦賀発電所1号炉廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を別紙2のとおり変更する(ただし、下線は含まない。)</p> <p>本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>本文八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p><u>添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</u></p> <p>添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書</p> | <p>記載の適正化に伴う変更箇所の追加</p> |

注) 赤字下線部は補正箇所を示すものである。赤色及び下線は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | | | | | |
|---|---|---|-----|-----|---|---|---|-----|-----|---|---|----------------------|
| 1 | 別紙2 | <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | <p>注釈の変更（以下全頁同じ）</p> |
| 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | |
| <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | | | | | | | | | | | |
| 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | |
| <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置は、安全確保を最優先に、次の基本方針の下に行う。</p> <p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「原子炉等規制法施行令」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）、を遵守するとともに、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、適当な品質保証活動の下に保安確保の基本的考え方（平成13年8月6日一部改訂）（以下「保安確保の基本的考え方」という。）を参考とする。</p> <p>(2) 周辺の公衆及び放射線業務従事者に対し、原子炉等規制法に基づき定められている制限限度を遵守するとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable.）の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するよう、工事対象範囲内の核燃料物質による汚染状況を踏まえ、放射性物質の拡散及び閉えい防止対策（解体方法及び核燃料物質による汚染の除去方法の策定を含む。）、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。また、核燃料物質によって汚染された物の廃棄についても同様とする。</p> <p>(3) 保安のために必要な事項を保安規定に定め、適切な品質保証活動の下に保安管理を実施する。</p> <p>(4) 施設解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセルームを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>廃止措置に当たっては、安全確保対策として次に示す放射性物質の拡散及び閉えい防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2.1 拡散及び閉えい防止対策</p> <p>汚染状況が大きい場合は、放射性物質の濃度が少ない方法を策定するとともに、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（汚染拡大防止圍い、局所フィルター、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生す</p> | | | | | | | | | | | |

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | | | | | |
|---|---|---|-----|-----|---|---|---|-----|-----|---|---|----|
| 2 | 別紙2 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | 備考 |
| 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | |
| <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | | | | | | | | | | | |
| 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | |
| <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>る液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（廃液回収容器、廃液回収ポンプ等）を講じる。</p> <p>2. 2 放射線業務従事者の撤ばく低減対策 外部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部撤ばく低減のため、作業環境を踏まえ、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度（以下「汚染レベル」という。）が高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部撤ばく低減のため、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。</p> <p>2. 3 事故防止対策 維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。</p> <p>事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（L2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようとする。また、火災、爆発、重量物の取扱い等による人為事故に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。</p> <p>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。なお、使用済燃料を使用済燃料プールに貯蔵している間において、使用済燃料プールから冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料液循環管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、線量にならないうと評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び懸界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを確認した。</p> <p>2. 4 専ら廃止措置の用に供する装置に関すること 専ら廃止措置の用に供する装置の導入を行うに当たっては、装置の機能に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠するとともに、所要の手続きを行い、撤収及び組み立て防止対策、撤ばく低減対策及び事故防止対策を講じる。</p> <p>2. 5 保安に関すること 燃料体の中心への再整備を不可とする措置を含め、保安のために必要な事項は、保安規定に定める。また、燃料体の保管については「六 核燃料物質の管理及び搬送」に示す。なお、新燃料及び使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、燃料取扱、臨界防止、放射線遮蔽、水位の監視、漏えいの監視、使用済燃料プール水補給及び冷却・浄化並びに燃料落下防止機能を維持管理する。</p> | | | | | | | | | | | |

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | | | | |
|---|---|---|-----|---------------------------|-----|----|---|---|---|----|---|
| 3 | 別紙2 | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">変更前</th> <th style="width:50%;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</th> <th style="width:50%;">変更後</th> <th style="width:50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> </td> <td style="vertical-align: top;">備考</td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表 | 変更後 | 備考 | <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> | <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> | <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> | 備考 | <p>廃止措置期間中に導入する設備についての説明の充実化（後ろに4.2.2項を新規追加したことから、従来記載項目を4.2.1項とした。）。</p> |
| 変更前 | 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | |
| <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> | <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> | <p>2. 6 労働災害防止対策 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石鹼等有害物対策、感電防止対策、粉じん除去対策、機火防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回搬工具取扱対策等を講じる。</p> <p>3 廃止措置の主要な手順 廃止措置の主な手順を図5-1に示す。 施設解体は、廃止措置対象施設のうち、2号炉との共用施設（韓国体焼却設備等を除く。）並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎以外の全てを対象に行う。解体対象施設を表5-1に示す。また、解体対象施設の配置図を図5-2に示す。 解体の対象のうち、炉心支持構造物（汽水分離器及びドライヤを除く。）、原子炉容器（蓋を除く。）、原子炉容器外側の壁、格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）及びドライウエル外側の壁（蓋を除く。）で、汚染された物を原子炉本体等という。これら以外を原子炉本体等以外という。 核燃料物質による汚染の除去は、廃止措置に当たって講じる安全確保対策等として、必要に応じて行う。核燃料物質によって汚染された物の廃棄は、建屋等解体期間の完了までに行う。 (1) 原子炉本体等解体準備期間 原子炉本体等以外の施設解体を行う。また、1号炉原子炉建物内からの核燃料物質の搬出を実施する。 (2) 原子炉本体等解体期間 原子炉本体等解体準備期間を通して放射能減衰した原子炉本体等を含む施設解体を行う。 (3) 建屋等解体期間 建屋及び設備の解体を行うとともに、管理区域を解除する。廃止措置終了後の敷地は、敦賀発電所の周辺監視区域として継続管理する。</p> <p>4 解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>4. 1 解体の計画</p> <p>4. 2 解体の方法</p> | 備考 | | | | | | | | |

注) 下線及び点線は、変更箇所を示すものである。下線及び点線は、変更内容に含まない。

4.2.2.項追加に伴う変更

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | | | | | |
|--|--|---|-----|---------------------------|--|--|---|-----|---------------------------|--|--|--|
| 4 | 別紙2 | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width:50%; text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表 | <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width:50%; text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表 | <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | |
| 変更前 | 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表 | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | | | | | | | | | | | |
| 変更前 | 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表 | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | <p style="text-align: center;">(1) 原子炉本体等解体準備期間</p> <p>a. 原子炉本体に干渉する施設の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)のうち原子炉本体に干渉する施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、供用の終了後に行う。</p> <p>対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p>(a) 原子炉本体</p> <p>貯水分解器及びドライヤ</p> <p>原子炉容器の蓋</p> <p>ドライウエル外周の壁の蓋</p> <p>(b) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱装置 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>キヤヌク除染設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>使用済燃料貯蔵設備 (1号炉原子炉建物内)</p> <p>(c) 原子炉貯留系総施設</p> <p>冷却材再循環系</p> <p>原子炉冷却材浄化系</p> <p>主蒸気系</p> <p>給水系</p> <p>(d) 原子炉格納施設</p> <p>格納容器のうちドライウエルの蓋</p> <p>格納容器のうちサブプレッショナル・チェンバ</p> <p>解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染状況を踏まえ、工事によって発生する気体状の放射性物質に対しては、拡散防止措置（防塵大防止囲い、局所エアルト、局所排風機等）を講じる。また、工事によって発生する液体状の放射性物質に対しては、漏えい防止措置（密閉回収容器、液液回収ポンプ等）を講じる。 外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、換気当量率が低い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、防護具を用いる。また、外部及び内部被ばく低減のため、換気当量率及び汚染レベルを考慮し、核燃料物質による汚染の除去を行う。 <p>・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びブクセムシートを含む。）の機能に影響を及ぼさないこと</p> | | | | | | | | | | | |

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 |
|---|------|---|--|----|
| 5 | 別紙2 | <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>とを確認した上で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（1.2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようにする。また、火災、爆発、重傷物の取扱い等による人為事象に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 <p>b. 原子炉本体等以外の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)の施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、使用の終了後に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (b) 原子炉冷却系統施設 (c) 計測制御系統施設 (d) 放射性廃棄物の廃棄施設 (e) 放射線管理施設 (f) 原子炉格納施設 (g) その他原子炉の附属施設 <p>解体の方法は、気中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設のうち、フェルトラスラリ貯蔵タンク、使用済制御貯蔵タンク、濃縮液貯蔵タンク、クワッドラスラリ貯蔵タンク及び建屋固体焼却設備のような放射能が大きいものの解体は、気中において機械的方法を採用する。また、上記以外の復水処理装置使用済制御受タンク等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法を採用する。</p> <p>解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設の解体」と同様な安全確保対策を講じる。</p> <p>(2) 原子炉本体等解体</p> <p>a. 原子炉本体等解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)及び(b)のうち汚染された物の解体を原子炉本体等解体準備期間の完了後、使用の終了後に行う。ただし、原子炉容器外側の壁の解体は、炉心支持構造物（炉心分離器及びドライヤを除く。）及び原子炉容器（蓋を除く。）の解体完了後に行う。また、ドライウエル外側の壁（蓋を除く。）及び格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）の解体は、原子炉容器外側の壁の解体完了後に行う。対象の全てで撤去されたことをもって解体を完了する。</p> | <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>とを確認した上で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故に備え、低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的低いもの（1.2）以上となる解体対象が残存する間は、建屋の放射性物質閉じ込め機能が損なわれないようにする。また、火災、爆発、重傷物の取扱い等による人為事象に対する事故原因の除去のために、安全対策を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 <p>b. 原子炉本体等以外の解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)から(d)の施設の解体を併用の終了後に行う。ただし、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の解体は、新燃料及び使用済燃料搬出完了後、使用の終了後に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (b) 原子炉冷却系統施設 (c) 計測制御系統施設 (d) 放射性廃棄物の廃棄施設 (e) 放射線管理施設 (f) 原子炉格納施設 (g) その他原子炉の附属施設 <p>解体の方法は、気中において熱的方法又は機械的方法で行う。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設のうち、フェルトラスラリ貯蔵タンク、使用済制御貯蔵タンク、濃縮液貯蔵タンク、クワッドラスラリ貯蔵タンク及び建屋固体焼却設備のような放射能が大きいものの解体は、気中において機械的方法を採用する。また、上記以外の復水処理装置使用済制御受タンク等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法を採用する。</p> <p>解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設の解体」と同様な安全確保対策を講じる。</p> <p>(2) 原子炉本体等解体</p> <p>a. 原子炉本体等解体</p> <p>以下に示す施設区分(a)及び(b)のうち汚染された物の解体を原子炉本体等解体準備期間の完了後、使用の終了後に行う。ただし、原子炉容器外側の壁の解体は、炉心支持構造物（炉心分離器及びドライヤを除く。）及び原子炉容器（蓋を除く。）の解体完了後に行う。また、ドライウエル外側の壁（蓋を除く。）及び格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。）の解体は、原子炉容器外側の壁の解体完了後に行う。対象の全てで撤去されたことをもって解体を完了する。</p> <p style="text-align: center;">注）下線及び点線部は、変更箇所を示すものである。下線及び点線部は、変更内容に含まない。</p> | 備考 |

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----|-----|----|---|---|-----------------------|--|-----|-----|----|--|--|--|--|
| 6 | 別紙2 | <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 b. 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 b. 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>正副減容装置の導入に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[注] 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。</p> | 変更前 | 変更後 | 備考 | <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 b. 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 b. 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>正副減容装置の導入に伴う変更</p> | <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (2) 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (2) 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>正副減容装置の導入に伴う変更</p> <p>4. 2. 2. 廃止措置期間中に新たに導入する設備 廃止措置期間中に新たに導入する設備を表5-3に示す。導入にあたっては、「<u>五. 1. 廃止措置の基本方針</u>」に基づき、適切な品質保証活動の下に安全管理を実施し、また、「<u>五. 2. 安全確保対策</u>」に基づき、日本原子力規格等の規格及び基準に準拠するとともに</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[注] 下線及び赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。</p> | 変更前 | 変更後 | 備考 | <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (2) 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (2) 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>正副減容装置の導入に伴う変更</p> <p>4. 2. 2. 廃止措置期間中に新たに導入する設備 廃止措置期間中に新たに導入する設備を表5-3に示す。導入にあたっては、「<u>五. 1. 廃止措置の基本方針</u>」に基づき、適切な品質保証活動の下に安全管理を実施し、また、「<u>五. 2. 安全確保対策</u>」に基づき、日本原子力規格等の規格及び基準に準拠するとともに</p> | <p style="text-align: center;">廃止措置期間中に導入する設備についての説明の充実化</p> |
| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 b. 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 b. 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>正副減容装置の導入に伴う変更</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (2) 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>(a) 原子炉本体 炉心支持構造物（炉水分離器及びドライヤを除く。） 原子炉容器（蓋を除く。） 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（蓋を除く。） (b) 原子炉格納施設 格納容器のうちドライウエル（蓋を除く。） 解体の方法は、気中又は水中において熱的方法又は機械的方法で行う。 原子炉本体のうち、炉心支持構造物の上部炉心格納、炉心シールド上部、燃料支持板及び下部炉心格納のような放射能が大きいものの解体は、水中において熱的方法又は機械的方法を採用する。また、上記以外の給水システム、シヤ及び炉心シールド下部等の放射能が小さいものの解体は、汚染状況を踏まえた安全確保対策を考慮した上で適用可能な場合、気中において熱的方法又は機械的方法を採用する。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (3) 建屋等解体期間 a. 建屋解体 以下に示す施設区分(a)及び(b)の建屋の解体を原子炉本体等解体期間完了後、供用の終了後に行う。 対象の全てが撤去されたことをもって解体を完了する。 (a) 原子炉本体 原子炉建造物外壁 (b) 原子炉格納施設 原子炉建造物 建屋の解体の方法は、圧搾機やブローカ等を用いて行う。 解体に当たっては、「(1) 原子炉本体等解体準備期間 a. 原子炉解体に干渉する施設」の解体」と同様な安全確保対策を講じる。 (2) 原子炉本体等以外の解体 「(2) 原子炉本体等解体期間 b. 原子炉本体等以外の解体」を引き続き行う。</p> | <p>正副減容装置の導入に伴う変更</p> <p>4. 2. 2. 廃止措置期間中に新たに導入する設備 廃止措置期間中に新たに導入する設備を表5-3に示す。導入にあたっては、「<u>五. 1. 廃止措置の基本方針</u>」に基づき、適切な品質保証活動の下に安全管理を実施し、また、「<u>五. 2. 安全確保対策</u>」に基づき、日本原子力規格等の規格及び基準に準拠するとともに</p> | | | | | | | | | | | | | | |

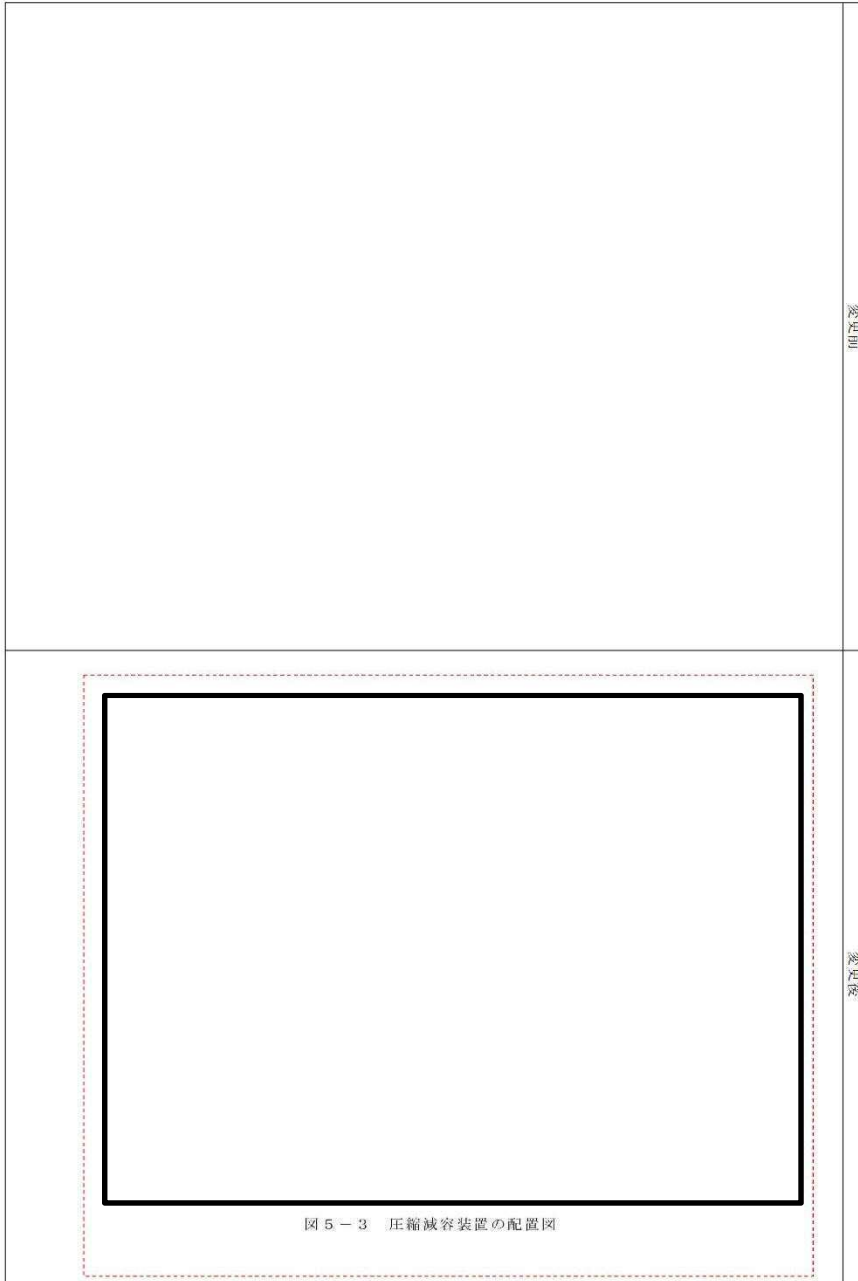
注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---|---------------------------|---|---------------------------|---|---|---------------------------|---|---------------------------|---|--|
| 7 | 別紙2 | <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">備考</p> <p>圧縮減容装置の導入に伴う変更(表5-2の後)に追加)</p> | <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>に、放射性物質の処理及び漏えい防止対策、東ばく低減対策、事故防止対策及び労働災害防止対策を講じる。</p> <p>(1) 圧縮減容装置</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等の減容のため圧縮減容装置を導入する。圧縮減容装置は、耐震重変位クラスの重震設計を行う。圧縮減容装置の名称、設置位置、種類、処理能力、主要寸法、主要材料、鋼数、原動機の種類、原動機の出力及び原動機の鋼数を表5-4に、圧縮減容装置の配管図を図5-3に、圧縮減容装置の鋼管図面を図5-4に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>に、放射性物質の処理及び漏えい防止対策、東ばく低減対策、事故防止対策及び労働災害防止対策を講じる。</p> <p>(1) 圧縮減容装置</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等の減容のため圧縮減容装置を導入する。圧縮減容装置は、耐震重変位クラスの重震設計を行う。圧縮減容装置の名称、設置位置、種類、処理能力、主要寸法、主要材料、鋼数、原動機の種類、原動機の出力及び原動機の鋼数を表5-4に、圧縮減容装置の配管図を図5-3に、圧縮減容装置の鋼管図面を図5-4に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">備考</p> <p>圧縮減容装置の導入に伴う変更(表5-2の後)に追加)</p> | <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | <p style="text-align: center;">備考</p> <p>廃止措置期間中に導入する設備についての説明の充実化</p> |
| <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>設備名称</p> <p>圧縮減容装置</p> | <p>概要</p> <p>建屋内廃棄物及び解体工事で発生する金属等を減容する。</p> | | | | | | | | | | | |

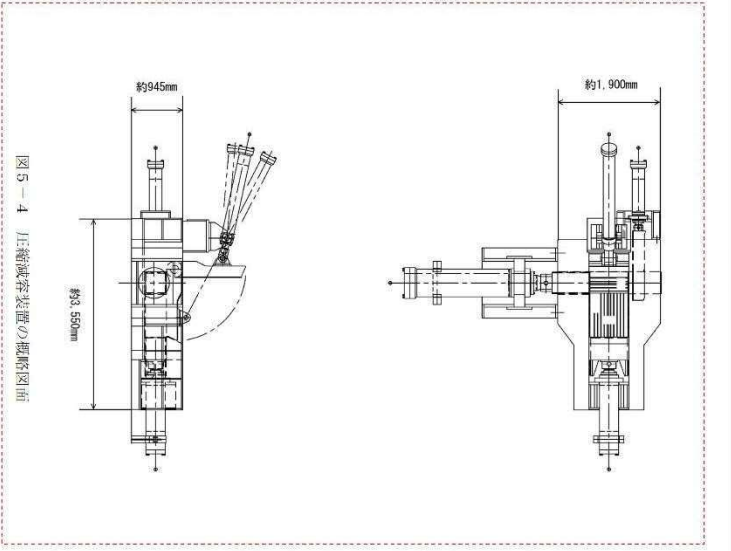
注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 |
|---|------|-----|--|--|
| 一 | 別紙2 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;"> 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表 </div> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: x-small;">図5-3 圧縮減容装置の配置図</p> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: x-small;"> 備考 圧縮減容装置の導入に伴う変更 </div> </div> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;"> は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません </p> </div> | <p style="text-align: center;">廃止措置期間中に導入する設備についての説明の充実化</p> |

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 |
|---|------|-----|---|----------------------------------|
| 一 | 別紙2 | | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> <p>変更前</p> <p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p>変更後</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図5-4 圧縮減容装置の概略図面</p> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> <p>備考 圧縮減容装置の導入に伴う変更</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注) 下線及び点線物は、変更箇所を示すものである。下線及び点線物は、変更内容に含まない。</p> | <p>廃止措置期間中に導入する設備についての説明の充実化</p> |

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-----|--|-----|-----|----|--------|--------|--|--|--|--|---|--|--|---|--|--|---------------|--|--|--------|
| 一 | 別紙2 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">添付書類 四</td> <td style="text-align: center;">添付書類 四</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>7 実効線量の評価 事故時における周辺の公衆の線量評価は、以下のとおり行う。 評価対象核種として、評価結果における線量評価結果が1%以上の寄与がある核種を決定する。 (1) 放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{eo} = \sum H_{hai}$ $H_{hai} = K \cdot (D/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{eo} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) H_{hai} : 核種iの放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) K : 空気カーブから実効線量への換算係数 (Sv/Gy) D/Q : 事故時の相対線量 (Gy/Bq) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) (ガンマ線実効エネルギーが0.5 MeV換算値) (2) 呼吸摂取による内部被ばく 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{ho} = \sum H_{hoi}$ $H_{hoi} = M_{oi} \cdot H_{so} \cdot 10^{-3} \cdot (X/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{ho} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) H_{hoi} : 核種iの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) M_{oi} : 活動時の呼吸量 (m³/s) H_{so} : 核種iの呼吸摂取による実効線量係数 (μSv/Bq) X/Q : 事故時の相対濃度 (s/m³) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) 外部被ばく及び内部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-1、外部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-2、内部被ばくの実効線量評</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>7 実効線量の評価 事故時における周辺の公衆の線量評価は、以下のとおり行う。 評価対象核種として、評価結果における線量評価結果が1%以上の寄与がある核種を決定する。 (1) 放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{eo} = \sum H_{hai}$ $H_{hai} = K \cdot (D/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{eo} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) H_{hai} : 核種iの放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) K : 空気カーブから実効線量への換算係数 (Sv/Gy) D/Q : 事故時の相対線量 (Gy/Bq) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) (ガンマ線実効エネルギーが0.5 MeV換算値) (2) 呼吸摂取による内部被ばく 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{ho} = \sum H_{hoi}$ $H_{hoi} = M_{oi} \cdot H_{so} \cdot 10^{-3} \cdot (X/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{ho} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) H_{hoi} : 核種iの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) M_{oi} : 活動時の呼吸量 (m³/s) H_{so} : 核種iの呼吸摂取による実効線量係数 (μSv/Bq) X/Q : 事故時の相対濃度 (s/m³) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) 外部被ばく及び内部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-1、外部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-2、内部被ばくの実効線量評</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>記載の適正化</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | 備考 | 添付書類 四 | 添付書類 四 | | <p>廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> | | | <p>7 実効線量の評価 事故時における周辺の公衆の線量評価は、以下のとおり行う。 評価対象核種として、評価結果における線量評価結果が1%以上の寄与がある核種を決定する。 (1) 放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{eo} = \sum H_{hai}$ $H_{hai} = K \cdot (D/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{eo} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) H_{hai} : 核種iの放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) K : 空気カーブから実効線量への換算係数 (Sv/Gy) D/Q : 事故時の相対線量 (Gy/Bq) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) (ガンマ線実効エネルギーが0.5 MeV換算値) (2) 呼吸摂取による内部被ばく 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{ho} = \sum H_{hoi}$ $H_{hoi} = M_{oi} \cdot H_{so} \cdot 10^{-3} \cdot (X/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{ho} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) H_{hoi} : 核種iの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) M_{oi} : 活動時の呼吸量 (m³/s) H_{so} : 核種iの呼吸摂取による実効線量係数 (μSv/Bq) X/Q : 事故時の相対濃度 (s/m³) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) 外部被ばく及び内部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-1、外部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-2、内部被ばくの実効線量評</p> | | | <p>7 実効線量の評価 事故時における周辺の公衆の線量評価は、以下のとおり行う。 評価対象核種として、評価結果における線量評価結果が1%以上の寄与がある核種を決定する。 (1) 放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{eo} = \sum H_{hai}$ $H_{hai} = K \cdot (D/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{eo} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) H_{hai} : 核種iの放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) K : 空気カーブから実効線量への換算係数 (Sv/Gy) D/Q : 事故時の相対線量 (Gy/Bq) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) (ガンマ線実効エネルギーが0.5 MeV換算値) (2) 呼吸摂取による内部被ばく 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{ho} = \sum H_{hoi}$ $H_{hoi} = M_{oi} \cdot H_{so} \cdot 10^{-3} \cdot (X/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{ho} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) H_{hoi} : 核種iの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) M_{oi} : 活動時の呼吸量 (m³/s) H_{so} : 核種iの呼吸摂取による実効線量係数 (μSv/Bq) X/Q : 事故時の相対濃度 (s/m³) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) 外部被ばく及び内部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-1、外部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-2、内部被ばくの実効線量評</p> | | | <p>記載の適正化</p> | | | 記載の適正化 |
| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添付書類 四 | 添付書類 四 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>7 実効線量の評価 事故時における周辺の公衆の線量評価は、以下のとおり行う。 評価対象核種として、評価結果における線量評価結果が1%以上の寄与がある核種を決定する。 (1) 放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{eo} = \sum H_{hai}$ $H_{hai} = K \cdot (D/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{eo} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) H_{hai} : 核種iの放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) K : 空気カーブから実効線量への換算係数 (Sv/Gy) D/Q : 事故時の相対線量 (Gy/Bq) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) (ガンマ線実効エネルギーが0.5 MeV換算値) (2) 呼吸摂取による内部被ばく 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{ho} = \sum H_{hoi}$ $H_{hoi} = M_{oi} \cdot H_{so} \cdot 10^{-3} \cdot (X/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{ho} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) H_{hoi} : 核種iの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) M_{oi} : 活動時の呼吸量 (m³/s) H_{so} : 核種iの呼吸摂取による実効線量係数 (μSv/Bq) X/Q : 事故時の相対濃度 (s/m³) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) 外部被ばく及び内部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-1、外部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-2、内部被ばくの実効線量評</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>7 実効線量の評価 事故時における周辺の公衆の線量評価は、以下のとおり行う。 評価対象核種として、評価結果における線量評価結果が1%以上の寄与がある核種を決定する。 (1) 放射性雲からの外部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{eo} = \sum H_{hai}$ $H_{hai} = K \cdot (D/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{eo} : 放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) H_{hai} : 核種iの放射性雲からの外部被ばくによる実効線量 (Sv) K : 空気カーブから実効線量への換算係数 (Sv/Gy) D/Q : 事故時の相対線量 (Gy/Bq) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) (ガンマ線実効エネルギーが0.5 MeV換算値) (2) 呼吸摂取による内部被ばく 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量評価は、以下のとおり行う。 $H_{ho} = \sum H_{hoi}$ $H_{hoi} = M_{oi} \cdot H_{so} \cdot 10^{-3} \cdot (X/Q) \cdot Q_i$ ここで、 H_{ho} : 呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) H_{hoi} : 核種iの呼吸摂取による内部被ばくの実効線量 (mSv) M_{oi} : 活動時の呼吸量 (m³/s) H_{so} : 核種iの呼吸摂取による実効線量係数 (μSv/Bq) X/Q : 事故時の相対濃度 (s/m³) Q_i : 事故時の核種iの放出量 (Bq) 外部被ばく及び内部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-1、外部被ばくの実効線量評価に使用するパラメータを表4-7-2、内部被ばくの実効線量評</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>記載の適正化</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 下線及び点線部は、変更箇所を示すものである。下線及び点線部は、変更内容に含まない。

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。

敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和元年10月31日/廃室発第78号）の補正前後比較表

| 頁 | 補正箇所 | 補正前 | 補正後 | 備考 | | | | |
|--|--|-----|--|--|--|-------------------|--|--------|
| 一 | 別紙2 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <small>変更前</small> 備に使用するパラメータを表4-7-3に示す。 </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <small>変更後</small> 備に使用するパラメータを表4-7-3に示す。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> <small>備考</small> </td> </tr> </table> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注) 下線及び点線物は、変更箇所を示すものである。下線及び点線物は、変更内容に含まない。</p> | <small>変更前</small> 備に使用するパラメータを表4-7-3に示す。 | <small>変更後</small> 備に使用するパラメータを表4-7-3に示す。 | <small>備考</small> | | 記載の適正化 |
| <small>変更前</small> 備に使用するパラメータを表4-7-3に示す。 | <small>変更後</small> 備に使用するパラメータを表4-7-3に示す。 | | | | | | | |
| <small>備考</small> | | | | | | | | |

注) 赤字及び赤枠部は補正箇所を示すものである。赤色は補正事項に含まない。